

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

過去のワンポイントでもお伝えしましたが、間違い項目のため、今回も以下についてお伝えします。

★★「2-5. 6 排尿・排便」について★★

【排泄の一連行為とは】

- ・排泄動作（ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ・尿便器内への排泄）
- ・陰部・肛門の清拭
- ・トイレの水洗
- ・トイレやポータブルトイレ、尿便器等の排泄後の掃除
- ・オムツ、リハビリパンツ、尿とりパッドの交換
- ・抜去したカテーテルの後始末
- ・ストーマ（人工肛門）袋の準備、交換、後始末

<例>2-5（排尿）

× 日中は5～6回、夜間1回トイレにて排尿し、看護師が、ズボンや下着の上げ下げ、陰部の清拭、水洗を行っている。排尿は自分でできるため、3) 一部介助 を選択。

→ ○ 「4) 全介助」を選択。

排尿の一連の行為を看護師が行っているため、「3) 一部介助」ではなく「4) 全介助」となります。（便座に座るだけで排尿・排便できる場合については、尿便器内への排泄は一連の行為とはみなしません。）なお、腹圧が弱いため、腹部を押すなどの行為を必要とする対象者については、尿便器内への排泄を一連の動作とみなします。（テキストp173～p174 参照）

※記載のポイント

① 排泄方法 ②頻度 ③失敗の有無と介護 ④昼夜の違い

※トイレまでの移乗・移動や便座からの立ち上がり時の見守りは介助に含みません。

※朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助方法が異なる場合・・・

調査日より概ね1週間の状況において、より頻回にみられる状況や日頃の状況で判断します。

【介護認定の状況】（H30.8.2時点）

6月申請 718件のうち審査会の予定が決まっていない数 30件

7月申請 619件のうち審査会の予定が決まっていない数 407件

桐生市役所 長寿支援課 介護審査係（内線 394・395）